

平成28年熊本地震発生から2年を迎えるにあたっての会長声明

平成30年4月13日
熊本県青年司法書士会
会長 古川 雅俊

平成28年熊本地震により被災された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

熊本地震の発生からまもなく2年が経過しようとしております。震災は、県内全域に甚大な被害をもたらしました。この2年間、それぞれの自治体、会社や地域の方々一人ひとりが必死に復興作業を続けています。熊本の復興に尽力しているすべての人々に敬意を表します。

熊本県青年司法書士会では、震災発生後からこれまで、少しでも司法書士として県民の方々の力になりたいと思い、毎週月曜・木曜の震災夜間相談会をはじめとして震災に関する相談会を多数開催してきました。これらの相談会には、現在でも震災に関連したトラブルが数多く寄せられています。

さて、先日熊本の仮設住宅の入居期間が条件付きで1年延長されたことに伴い、延長の申請手続きをされている方々からの相談を受ける機会も多々あります。懸命の復興作業は続けられていますが、多くの方々は住宅再建のめどが立っていないという現状があります。また、東北がそうであったように、熊本でも仮設住宅からその他の住宅に移り住む場合に、賃貸契約に関するトラブルが多く発生することが考えられます。今後、仮設住宅に関する制度がどのように動いていくか見通しが定かでない部分もありますが、その動向を当会も注視していきます。

当会は、今後も相談活動を通して、司法書士の一人ひとりが、相談者の方々から寄せられる不安や悩み、直面している問題を、真摯にお伺いしていきます。そのようにして、少しでも皆様の不安・悩みを解消し、問題を解決できるよう全力で支援に臨み、また、必要に応じて社会に対する提言を行っていきます。

私たちは、これからも、熊本地震により被災された方々のお力になることができるよう尽力し続けます。まだまだ、復興には時間がかかるかもしれませんが、被災者の方々が、一日も早く穏やかな日常を取り戻すことができるように、私たちも被災者の方に寄りそった活動を続けていく所存です。